

(別紙) 【 料金表 】

令和6年4月1日改正

★ 介護保険給付対象サービス

※下記の料金標記は、右記の地域単価を乗じたものである。

地域単価	10.14
------	-------

(地域密着型通所介護)

7時間以上8時間未満	単位数	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	753単位	7453円	764円	1491円	2291円
要介護2	890単位	9025円	902円	1805円	2707円
要介護3	1032単位	10464円	1046円	2093円	3139円
要介護4	1172単位	11884円	1188円	2377円	3565円
要介護5	1312単位	13304円	1330円	2661円	3991円

○減算

種類	単位数	利用料	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
送迎減算	▲47単位	▲476円	▲48円	▲96円	▲143円

○加算

種類	単位数	利用料	介護保険適用時の自己負担額		
			1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/回	405円	40円	81円	122円
入浴介助加算(Ⅱ)	55単位/回	557円	56円	111円	167円
認知症加算	60単位/日	608円	61円	122円	183円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/回	223円	23円	45円	67円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/回	182円	18円	36円	55円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/回	60円	6円	12円	18円
種類	単位数単位		利用料金		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.9% (1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)		左の単位数×地域単価		
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.2% (1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)		左の単位数×地域単価		
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.0% (1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)		左の単位数×地域単価		

・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅介護サービス計画に定められたサービスに係る標準的な時間を基準とします。

- ・介護保険で給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談下さい。
- ・介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者へ直接介護給付が行われない場合は全額自己負担でお支払いください。

【 利用料金の計算方法 】

(1ヶ月の利用合計単位数+1ヶ月の利用合計単位数×5.9) × 地域単価

(1ヶ月の利用合計単位数+1ヶ月の利用合計単位数×1.2) × 地域単価

上記の計算方法より算出された金額から法定の介護給付費を引いた額が自己負担となります。

※ その他、令和3年4月1日から9月30日まで所定の単位数の0.1%が新型コロナウイルス感染症への対応として上乘せされます。

【 加算の概要 】

○ 減 算

送迎減算（片道）

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）に減算の対象となります。

○ 加 算

入浴介助加算（Ⅰ）

入浴中の利用者様の観察を含む、介助を行う場合に算定されます。観察とは利用者様の自立支援の援助や日常生活動作能力などの向上のための見守り援助であり、極力利用者自身の力で入浴出来る様に、必要に応じて介助、転倒防止の為に声掛け、気分の確認などを行います。結果として身体に直接接する介助を行わなかった場合でも、加算の対象となります。

入浴介助加算（Ⅱ）

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（以下「医師等」）が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価する。

この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う

- ・利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する
- ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う

以上期のことを行った際、加算の対象となります。

認知症加算

基準の人員に上乘せして看護職員又は介護職員を常勤換算方で2以上確保し、且つ前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、認知症である方の占める割合が100分の20以上であること、また地域密着型通所介護を行う時間を通じて認知症介護に係る研修等を終了した者を1名以上配置している場合に加算の対象となります。

サービス提供体制強化加算

サービスの質が一定以上保たれた事業所を評価する加算です。

介護福祉士の資格者、常勤職員、勤続年数が7年以上の者などが一定以上雇用されていること等が加算の対象となります。

介護職員（特定）処遇改善加算

介護職員の賃金改善の点から、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる事を目的とした加算です。算定要件を満たし、計画を指定権者に提出した事業所のみが加算取得の対象となります。

ベースアップ等支援加算

厚労省が定め施行される制度で、コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環となります。職員の定着率の向上とサービスの質を維持を目的とした加算です。

算定要件を満たし、計画を指定権者に提出した事業所のみが加算取得の対象となります。

★ 介護保険給付対象外サービス

○ 食 費

食事サービスを受けられる方は、昼食代1食当たり600円が必要となります。（おやつ代含む）

○ おむつ代

おむつ等を使用される方は、以下の通り料金がかかります。

おむつ・リハビリパンツ 100円

パット 50円

○ その他の費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は、サービス提供の範囲を超えた時点から利用者の負担となります。

○ キャンセル料

正当な理由がある場合に限り、無料です。

サービスの内容及び費用

● 介護保険給付対象外サービス

種 類	費 用			内 容
時 間 外 サービス	500円/1時間 (サービス提供時間前後の利用にかかる 時間が1分以上で発生)			保険外通所介護サービス提供時間 (9:30~16:45) 前後の時 間帯、及び地域密着型通所介護契約 書に基づく地域密着型通所介護サー ビス利用時(9:30~16:4 5) 前後の時間帯にサービスを提供 させていただきます。
朝 食 サービス	400円/食			時間外サービスを利用中の朝食提 供。栄養バランスの取れた温かい食 事を摂っていただけます。
保険外昼食 サービス	600円/食			保険外通所介護サービスを利用中の 昼食提供。栄養バランスの取れた温 かい食事を摂っていただけます。 (おやつ代込み)
夕 食 サービス	500円/食			時間外サービスを利用中の夕食提 供。栄養バランスの取れた温かい食 事を摂っていただけます。
保険外おむ つ サービス	おむつ	100円/枚		保険外通所介護サービス提供時間 (9:30~16:45) 前後の時 間帯、及び地域密着型通所介護契約 書に基づく地域密着型通所介護サー ビス利用時(9:30~16:4 5) 前後の時間帯に事業所のおむつ を使用した場合に算定されます。
	パット	50円/枚		
種 類	費 用			内 容
	生活保護の方	1割負担の方	2,3割負担の方	
初期対応費	300円 /回			初めて宿泊サービスを利用する利用者様は 環境の変化によって落ち着かなくなるこ とが多くより手厚い介護が必要となる為、利 用した初月のみ月30日分算定させ居てい た
夜 間 サポート サービス	要介護1	1800円	2400円	お泊りを利用されている方の16: 46~9:29までの夜間介護サー ビスを提供させていただきます。
	要介護2	1900円	2600円	
	要介護3	2100円	3000円	
	要介護4	2200円	3200円	
	要介護5	2400円	4000円	
	/回	/回	/回	
看取り サービス	500円 /回			看取りが必要と診断された後、宿泊 サービスを利用する場合にかかる 費用
食事介助 サービス		3,000円	3,500円	食事提供に対して介助が必要な場合 に発生する費用
	/回	/回	/回	
インフォーマ ルサービス	2,500円 /時間	3,000円 /時間	3,500円 /時間	必要な生活支援サービスを提供する 場合に発生する費用。
付き添い サービス	1,150円 /時間	1,200円 /時間	1,250円 /時間	主にご家庭で通院介助が出来ない場合、代 行して通院介助を行います。※ただし、公 共交通機関もしくは介護タクシーを使用し ます。(別途、実費相当額を徴収いたしま す)